商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞**（懸賞金付き定期貯金）**

（令和３年 11 月１日現在）

商 品 名	・スーパー定期貯金＜単利型＞（懸賞金付き定期貯金）
ご利用いただける方	・個人
期　間	・定型方式 １年 自動継続での取扱いとなります。（元金または元利金継続）
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・20 万円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20％（国税 15％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **① 6 か月未満　　解約日における普通貯金の利率** **② 6 か月以上１年未満　　約定利率×２０％**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または企画総務部(電話：０７２－８７８－１２３１)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお

<table>
<tr><td></td><td>申し出ください。）
※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td>・取扱期間は、令和３年11月１日（月）から令和３年12月30日（木）の期間のみとなります。
・ＡＴＭでの預入はできません。
・満期となる定期貯金の書換継続の場合、満期定期貯金額の20％以上増額が必要です。
・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。やむを得ず解約された場合の懸賞の取扱いは以下のとおりとなります。
・抽選日前の解約については、懸賞抽選権は失効いたします。
・抽選日の翌営業日以降の解約については、当選した懸賞金相当額をお支払いいただく可能性があります。
※当選した定期貯金は、ネットバンクにて中途解約することができませんので、窓口にて手続きが必要となります。
・以下の取扱要項により懸賞を実施します。
⑴懸賞の抽選日・抽選場所
令和４年１月に本店にて抽選を行います。
⑵当選番号の発表
当選番号は抽選日の翌営業日以降に店頭に掲示します。また当選者には改めて当選通知を郵送いたします。
⑶懸賞抽選権
・定期貯金２０万円につき１本の懸賞抽選権（抽選番号）をおつけいたします。（自動継続後の定期貯金には、懸賞抽選券は付与されません）
・定期貯金証書を新規作成する場合は、抽選番号が証書に印字されます。
・通帳式定期貯金への受入の場合は、「抽選番号のお知らせ」をお渡しいたします。
⑷懸賞の支払方法
抽選により当選された場合は、懸賞金を令和４年３月末までに取扱店にてお支払いします。（原則口座入金）
⑸懸賞の内訳
懸賞および当選本数は次のとおりです。
<table>
<tr><th>等　　級</th><th>懸賞および当選本数</th></tr>
<tr><td>特賞</td><td>５０，０００円　１０本</td></tr>
<tr><td>１等賞</td><td>１０，０００円　３０本</td></tr>
<tr><td>２等賞</td><td>５，０００円　　５０本</td></tr>
<tr><td>３等賞</td><td>１，０００円　　３００本</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ大阪東部